

## 第3 原 爆 被 爆 者 対 策

### 1. 援護の仕組みと援護施策の概要

## 第3 原爆被爆者対策

### 1 援護の仕組みと援護施策の概要

#### (1) 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

**被爆者の範囲** 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者  
【全国の手帳保持者 約9.9万人】（令和6年度末）

- ① 原爆投下の際「被爆地域」（広島市・長崎市の区域・隣接地域）に在った者
- ② 入市被爆者（原爆投下後2週間以内に爆心地付近（約2km）に入市した者）
- ③ 救護等被爆者（放射能の影響を受けるような事情の下にあった者）
- ④ 上記①～③被爆者の胎児

**原爆症の認定** → 認定を受けた者には医療特別手当（月額154,090円）を支給  
【全国の支給対象者4,755人】（令和6年度末）  
※手当額は令和7年4月以降の額

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、  
②現に医療を要する状態 にあるかを認定

○国が設置する原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は原爆症認定を行うに当たっては政令で定める審議会(\*)の意見を聴かなければならない」（被爆者援護法第11条第2項）

\*政令で定める審議会＝ 疾病・障害認定審査会（原子爆弾被爆者医療分科会）

#### **援護措置**

- 1 医療の給付（医療費の無料化）
- 2 各種手当の支給
  - 健康管理手当 月額：37,900円  
【全国の支給対象者約8.1万人（令和6年度末）】（被爆者の81%が受給）
  - 医療特別手当 月額：154,090円  
【全国の支給対象者4,738人（令和6年度末）】 など  
※手当額は令和7年4月以降の額
- 3 健康診断の実施（年2回）
- 4 福祉事業の実施（居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など）

## (2) 原爆関係の主な援護施策の概要

